

---

## 別添4 対象事業の内容

---

### 別添4-1 規 模

1 対象事業の規模	105
-----------	-----

### 別添4-2 実施方法

1 事業実施工程	111
2 建設工事等	111
3 工事中の環境保全対策	113

### 別添4-3 その他の内容

1 土地利用の概要	117
2 廃棄物処理施設計画	141
3 発生土処分場計画	153
4 宅地の造成計画	156
5 ごみ処理方式等の検討経過	157
6 ごみ処理方式の決定	158

---

## 別添4-1 規 模

---

1 対象事業の規模	105
-----------	-----

# 1 対象事業の規模

## 1.1 対象事業の全体

対象事業全体の規模は表4-1-1に、全体配置計画は図4-1-1に示すとおりである。

対象事業のうち、主たる事業は廃棄物処理施設の建設である。焼却施設の規模は200t/日を超えて計画しており、本事業は「神奈川県環境影響評価条例」（昭和55年、神奈川県条例第36号）及び「同施行規則」（昭和56年、神奈川県規則第11号）で定められている事業のうち、「10. 廃棄物処理施設の建設」に該当する。

また、廃棄物処理施設を建設するに際して、約4.4haの造成工事を必要とするため、本造成工事は先と同様に「28. 宅地の造成」に該当する。

さらに、造成工事の大部分は切土工事となり残土が発生することとなるが、その発生土処分場を計画用地に隣接する、廃止された新設廃棄物埋立地を含めた用地（発生土処分地面積約7.0ha）に求めることから、この点についても「20. 発生土処分場の建設」に該当する。発生土処分場は、平成6年度から平成9年度まで焼却灰及び不燃物を埋立てた新設廃棄物埋立地及び平成2年度から平成5年度まで焼却灰及び不燃物を埋立てた増設廃棄物埋立地の一部の上に建設する計画である。

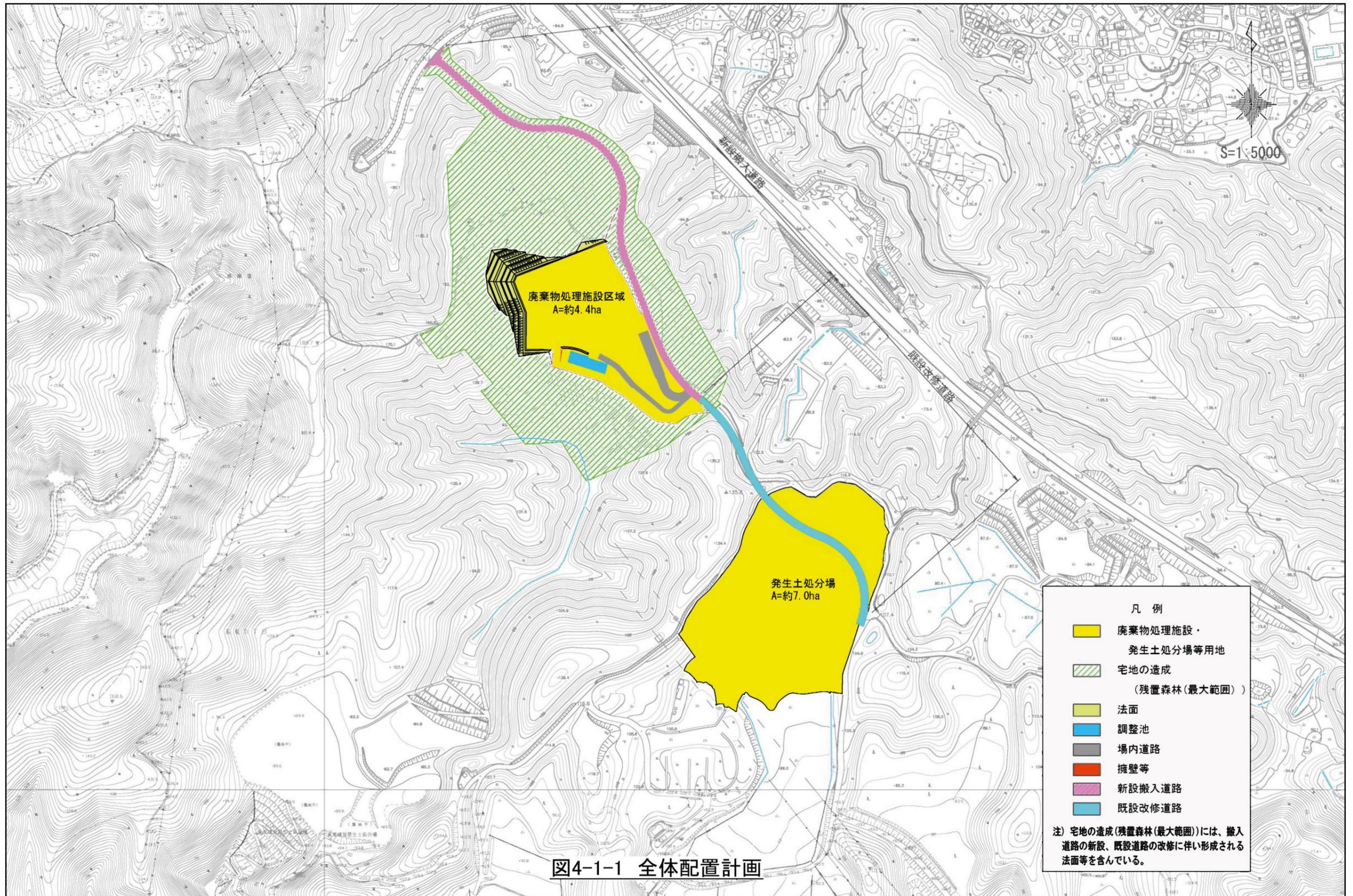
なお、「10. 廃棄物処理施設の建設」に関連する事業として、搬入道路を新設し、既設道路を改修する計画である。

表 4-1-1 対象事業全体の規模

区 分		規 模
実 施 区 域	廃棄物処理施設の建設	焼 却 施 設 : 約 360t/日 不燃ごみ等選別施設 : 約 30t/日 (5h)
		関連事業
		新設搬入道路 約 700m 既設改修道路 約 450m
	発生土処分場の建設	約 7.0ha
	宅地の造成	約 16.0ha
	廃棄物処理施設区域	約 4.4ha (注 1)
残置森林	約 11.6ha (注 2)	

注) 1. 施設用地、場内道路、雨水調整池及び造成法面（擁壁含む）を含む（以降同様）。  
2. 約 11.6haのうち必要面積を確保して廃棄物処理施設の面積とする。

(空白)



(空白)

## 1.2 廃棄物処理施設

### (1) 計画規模

対象事業の規模を表4-1-2に示す。

廃棄物処理施設区域面積は約4.4haであり、ここに焼却施設（約360t/日）、不燃ごみ等選別施設（約30t/日(5h)）の建設を計画している。

また、本事業に関連して、搬入道路を新設（約700m）、既設道路を改修（約450m）する計画である。

表 4-1-2 対象事業の規模（廃棄物処理施設の建設）

区 分	規 模	
	焼却施設	不燃ごみ等選別施設
廃棄物処理施設区域面積	約 4.4ha	
処理能力	約 360t/日	約 30t/日 (5h)
処理方式	全量焼却方式	破碎＋選別

### (2) 施設規模の考え方

施設規模は、焼却施設及び不燃ごみ等選別施設ともに、将来人口の推計、ごみ量の傾向及び減量化・資源化施策の実施実績などから将来のごみ量を推計し、稼働率等を考慮して算定し、それぞれ約360t/日及び約30t/日(5h)と設定した。

## 1.3 発生土処分場

対象事業の規模は表4-1-3に示すとおりである。

表 4-1-3 対象事業の規模（発生土処分場の建設）

区 分		面 積	備 考
発生土処分場の建設	発生土処分地	約7.0ha	受入土砂量：約48万 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 受入期間：約5年間
		うち 約2.6haは 廃止された新設廃棄物埋立地跡地 約0.7haは 増設廃棄物埋立地の一部での計画である。	

#### 1.4 宅地の造成

対象事業の規模は表4-1-4に示すとおりである。

表 4-1-4 対象事業の規模（宅地の造成）

区 分		面積 (ha)	備 考
宅 地 の 造 成	廃棄物処理施設区域	約4.4（注1）	施設用地、場内道路、雨水調整池及び造成法面（擁壁含む）を含む
	残置森林	約11.6（注2）	
	計	約16.0	

注) 1. 施設用地、場内道路、雨水調整池及び造成法面（擁壁含む）を含む。

2. 約 11.6ha のうち必要面積を確保して廃棄物処理施設の面積とする。

---

## 別添4-2 実施方法

---

1 事業実施工程	111
2 建設工事等	111
3 工事中の環境保全対策	113

## 1 事業実施工程

本事業の実施工程は表 4-2-1 に示すとおりである。

本事業では、廃棄物処理施設の本体建設工事、新設・既設道路工事（廃棄物処理施設の建設）、発生土埋立工事（発生土処分場の建設）、廃棄物処理施設敷地造成（宅地の造成）に着手し、工事着手後 6 年目より施設を稼働させる計画である。

表 4-2-1 事業実施工程

工 種	年						
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	
廃棄物処理施設の建設							
施設本体建設工事			■				
稼働							■
新設・既設道路工事	■						
発生土処分場の建設							
発生土埋立工事	■						
宅地の造成							
解体工事		■					
造成工事		■					
事業関連事項			①				

注) 1. 破線は既設道路工事の時期（予定）を示す。

2. ①は久里浜田浦線の開通時期（平成 28 年 4 月開通予定）を示す。

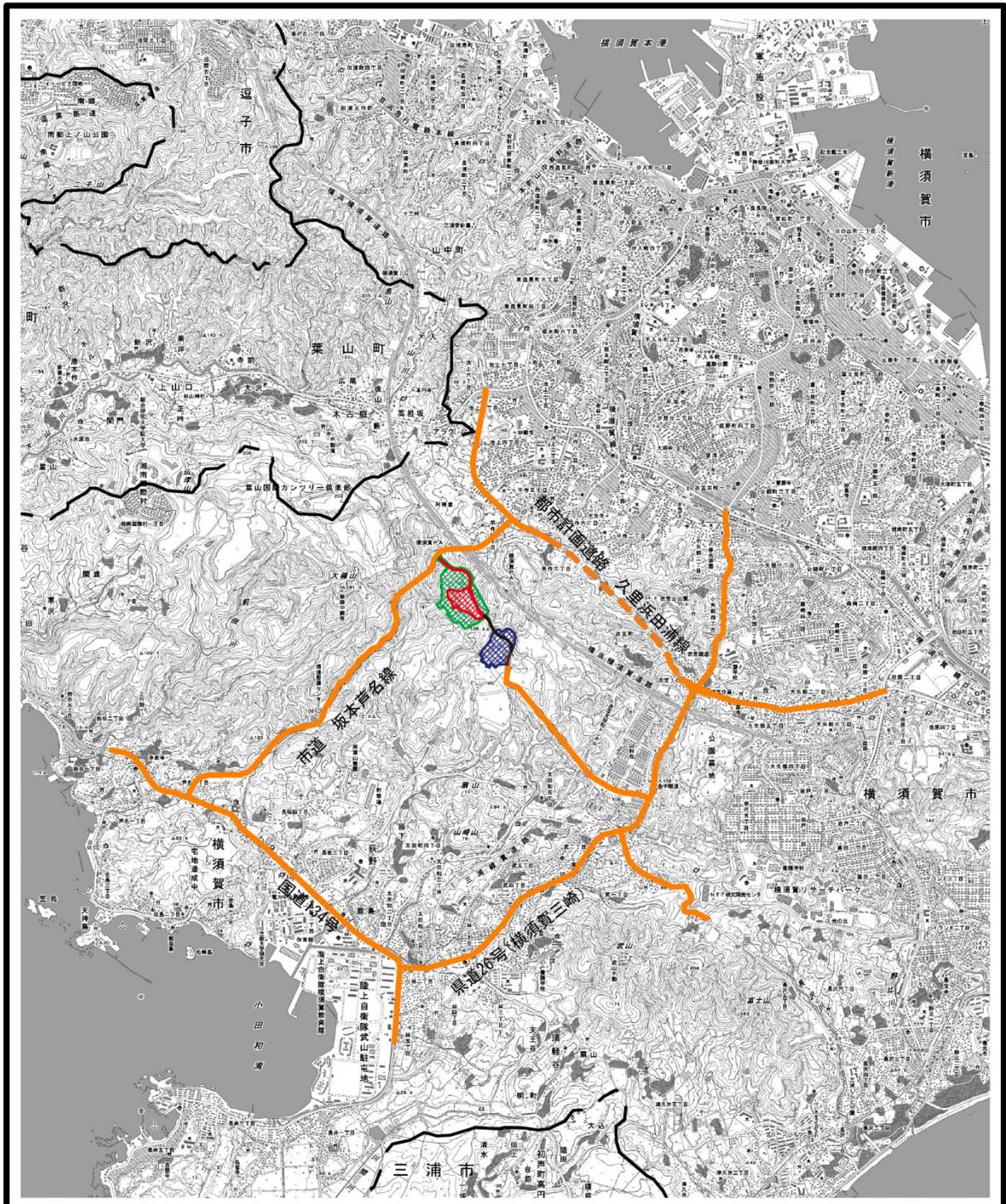
## 2 建設工事等

本事業の工事の概要は表 4-2-2 に示すとおりである。

また、工事車両の主要走行ルートは図 4-2-1 に示すとおりである。

表 4-2-2 工事の概要

施設本体建設工事	工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨及び鉄筋の組み立てを行い、コンクリートを打設する。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て、据付はクレーン等を用いて行う。
新設・既設道路工事	廃棄物処理施設の建設に際して、実施区域への関係車両のアクセスを確保するため搬入道路を新設し、既設道路を改修（一部付け替え）する。搬入道路の新設工事で発生する残土は、ダンプトラックにより新たに建設する発生土処分場へ搬出する。
発生土埋立工事	敷地造成等に伴い発生する残土を適切に処分するため建設するものであり、処分地面積約 7.0ha のうち約 2.6ha は廃止された新設廃棄物埋立地を、約 0.7ha は増設廃棄物埋立地の一部を利用する。
造成工事	廃棄物処理施設用地を確保するため造成するものであり、ほとんどが切土工事となることから残土が発生する。これらは、ダンプトラックにより新たに建設する発生土処分場へ搬出する。
不燃ごみ減容固化施設解体工事	敷地の造成に際し、不燃ごみ減容固化施設を解体する。解体にあたっては、圧砕工法を基本とし、ブレーカー、バックホウなどを併用して実施する。 なお、解体に際し、廃石綿（アスベスト）の処理については適切に対応する。



凡例

- : 廃棄物処理施設  
(宅地の造成を含む)
- : 宅地の造成  
(残置森林(最大範囲))
- : 発生土処分場
- : 市町界
- : 工事車両主要走行ルート  
( は計画)
- : 新設搬入道路
- : 既設改修道路



注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。

図4-2-1 工事車両の主要走行ルート

### 3 工事中の環境保全対策

建設工事にあたっての環境保全対策は、以下のとおりである。

#### 3.1 共通対策

##### (1) 大気汚染防止対策

建設機械については、排出ガス対策型の使用に努め、建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。

また、粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時及び強風時においては、適宜散水を行う。

##### (2) 騒音・振動防止対策

建設機械については、低騒音・低振動型の使用に努め、建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。

##### (3) 廃棄物の排出等における環境配慮

工事中に発生する産業廃棄物について、資材等への再利用が可能なものについては、できるだけ再利用・再資源化ができる方法で処理を行い、処理にあたっての環境影響の低減を図る。

##### (4) 温室効果ガス

建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等を十分に検討する。

##### (5) 安全対策

工事用車両の安全運転を徹底し、工程に応じて、実施区域周辺やハイキングルート of 歩行者に対する安全確保のため、ハイキングルートの一部を通行止めとし、代替ルートを適正に確保する。

### 3.2 廃棄物処理施設建設工事

(1) 工事作業員の生活排水対策

工事作業員の生活排水は下水道に放流する。

(2) 温室効果ガス

工事に当たっては、不要な電力使用を避けるよう節電を徹底し、消費電力の低減に努める。

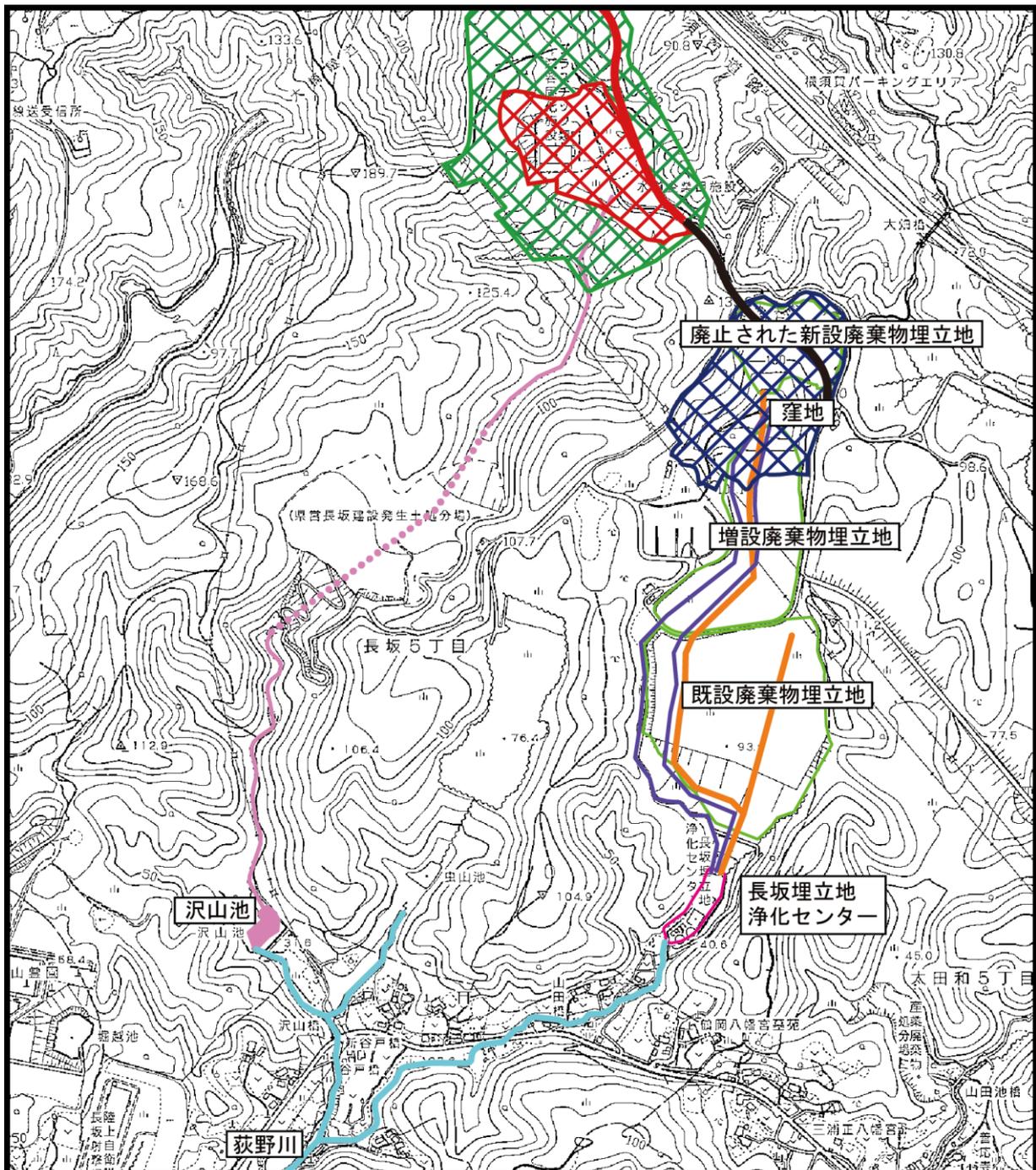
### 3.3 宅地造成工事

(1) 水質（濁水）対策

適切な容量を有する沈砂池を設置する。雨水等の処理水等排水系統図は図4-2-2に示すとおりである。

(2) 廃棄物の排出等における環境配慮

不燃ごみ減容固化施設の解体に伴う廃石綿（アスベスト）に関しては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」（平成24年、環境省）、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」（平成18年、環境省）及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル第2版」（平成23年、環境省）に基づき適切な処理を行う。



凡例

 : 廃棄物処理施設  
 (宅地の造成を含む)

 : 発生土処分場

 : 埋立地

 : 浄化センター

 : 雨水

 : 雨水 (暗渠)

 : 雨水等 (暗渠)

 : 浸出水 (暗渠)

 : 処理水放流河川

 : 宅地の造成  
 (残置森林(最大範囲))

 : 新設搬入道路

 : 既設改修道路

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。

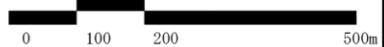


図 4-2-2 処理水等排水系統図

(空白)

---

## 別添4-3 その他の内容

---

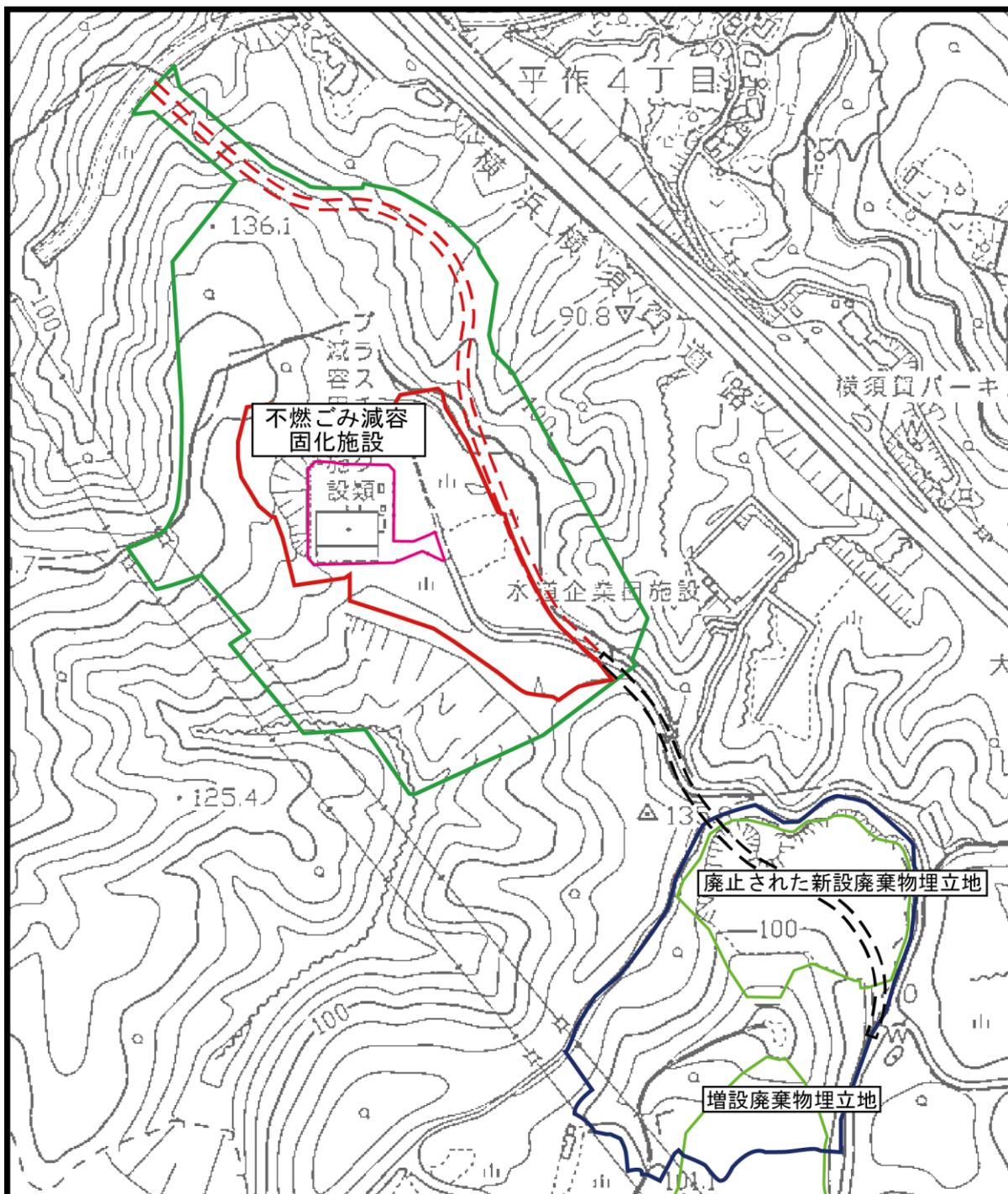
1	土地利用の概要	117
2	廃棄物処理施設計画	141
3	発生土処分場計画	153
4	宅地の造成計画	156
5	ごみ処理方式等の検討経過	157
6	ごみ処理方式の決定	158

## 1 土地利用の概要

### 1.1 土地利用の現況

土地利用の現況は、図4-3-1に示すとおりである。

廃棄物処理施設の建設、宅地の造成事業に係る実施区域は広く山林となっており、一部に解体予定の不燃ごみ減容固化施設が存在している。一方、発生土処分場に係る事業の実施区域には廃止された新設廃棄物埋立地及び増設廃棄物埋立地が存在する。



凡 例

- : 廃棄物処理施設  
(宅地の造成を含む)
  - : 宅地の造成  
(残置森林(最大範囲))
  - : 発生土処分場
  - : 新設搬入道路
  - : 既設改修道路
  - : 不燃ごみ減容固化施設
- : 埋立地

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



図 4-3-1 土地利用の現況

## 1.2 土地利用計画

### (1) 廃棄物処理施設

本事業における土地利用計画の概要は表4-3-1及び図4-3-3に示すとおりである。

廃棄物処理施設区域の面積は約4.4haであり、焼却施設、不燃ごみ等選別施設、計量棟、駐車場等の主要な施設を配置する。

表 4-3-1 土地利用計画の概要

区分	面積 (ha)	備考
施設用地	約3.5	焼却施設：約8,600m <sup>2</sup> 不燃ごみ等選別施設：約2,900m <sup>2</sup> を含む
場内道路	約0.1	
雨水調整池 (外周管理通路含む)	約0.1	
造成法面(擁壁含む)	約0.7	
計	約4.4	

また、本敷地へのアクセスを確保するため搬入道路を新設（約700m）し、既設道路を改修（約450m）する。これらの標準断面は図4-3-2に示すとおりである。

なお、既設道路の改修には、発生土処分場における残土受入のピーク終了後、当該敷地内への付け替えを含むものである。

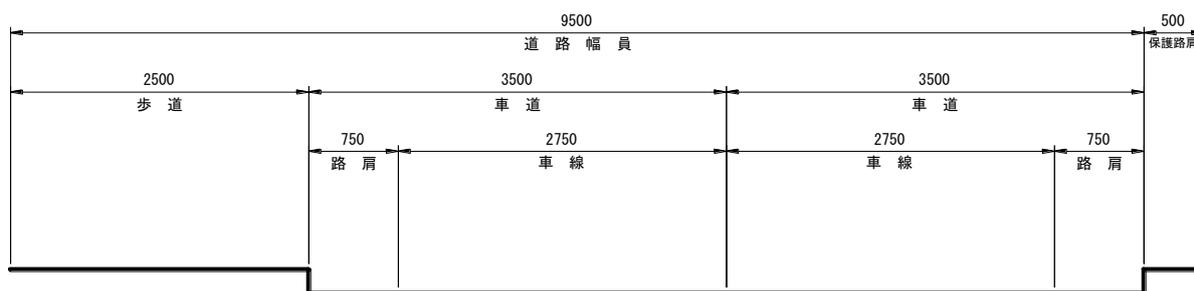


図 4-3-2 新設搬入道路・既設改修道路標準断面

(空白)

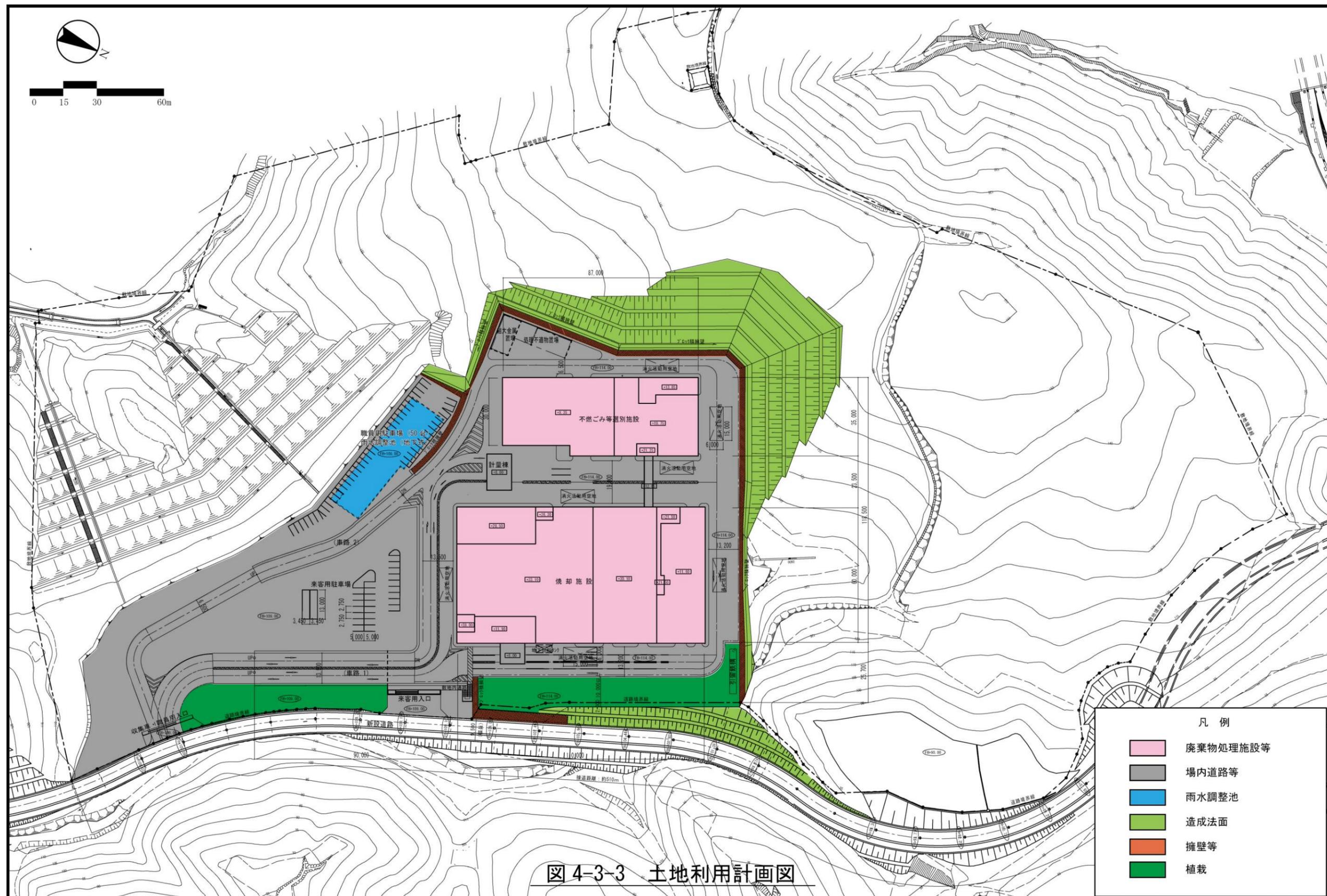


图 4-3-3 土地利用計画図

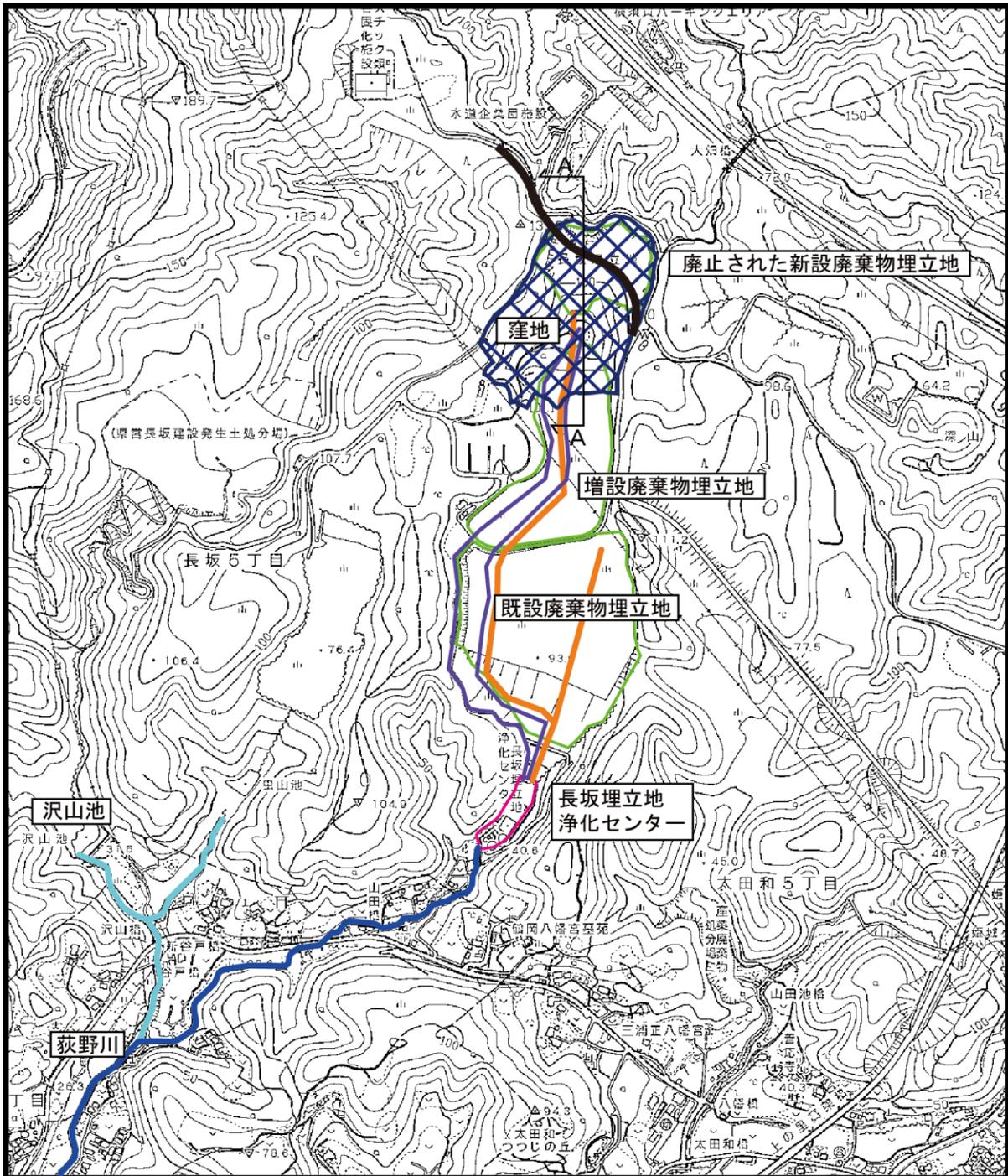
(空白)

(2) 発生土処分場

本事業での計画平面図、断面図（処分前・後）は図4-3-4及び図4-3-5に示すとおりである。

なお、本事業は廃棄物処理施設敷地造成等に伴い発生する残土を適切に処分するため実施するものである。

残土受入のピーク終了後から、本敷地内に前記既設道路の付け替え工事に着手し、完了後は森林に復元する。



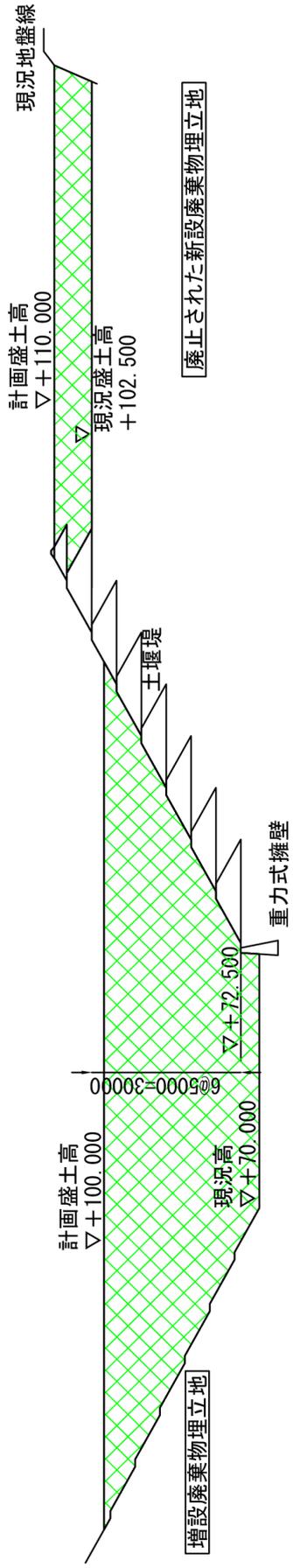
凡例

- : 発生土処分場
- : 既設改修道路
- : 埋立地
- : 浄化センター
- : 雨水等 (暗渠)
- : 浸出水 (暗渠)
- : 処理水放流河川
- : 河川



図 4-3-4 計画平面図(発生土処分場)

# A-A' 断面



- 凡例
- : 現況地盤
  - ⊗ : 残土埋立 (盛土)

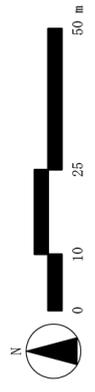


図4-3-5 計画断面図  
(発生土処分場)

### (3) 宅地の造成

本事業における土地利用計画の概要は表4-3-2、図4-3-6に示すとおりである。

本事業は廃棄物処理施設の敷地を確保するため実施するものである。現在は、残置森林を最大約11.6haとしているが、廃棄物処理施設の施設配置は確定しておらず、今後、残置森林の範囲を確定する。

表 4-3-2 土地利用計画の概要

区分		面積 (ha)	割合 (%)
造成面積	施設用地	約3.5	21.9
	場内道路	約0.1	0.6
	雨水調整池 (外周管理通路含む)	約0.1	0.6
	造成法面 (擁壁含む)	約0.7	4.4
	計	約4.4	27.5
残置森林		約11.6 (注)	72.5
合計		約16.0	

注) 約 11.6ha のうち、必要面積を確保して廃棄物処理施設の面積とする。

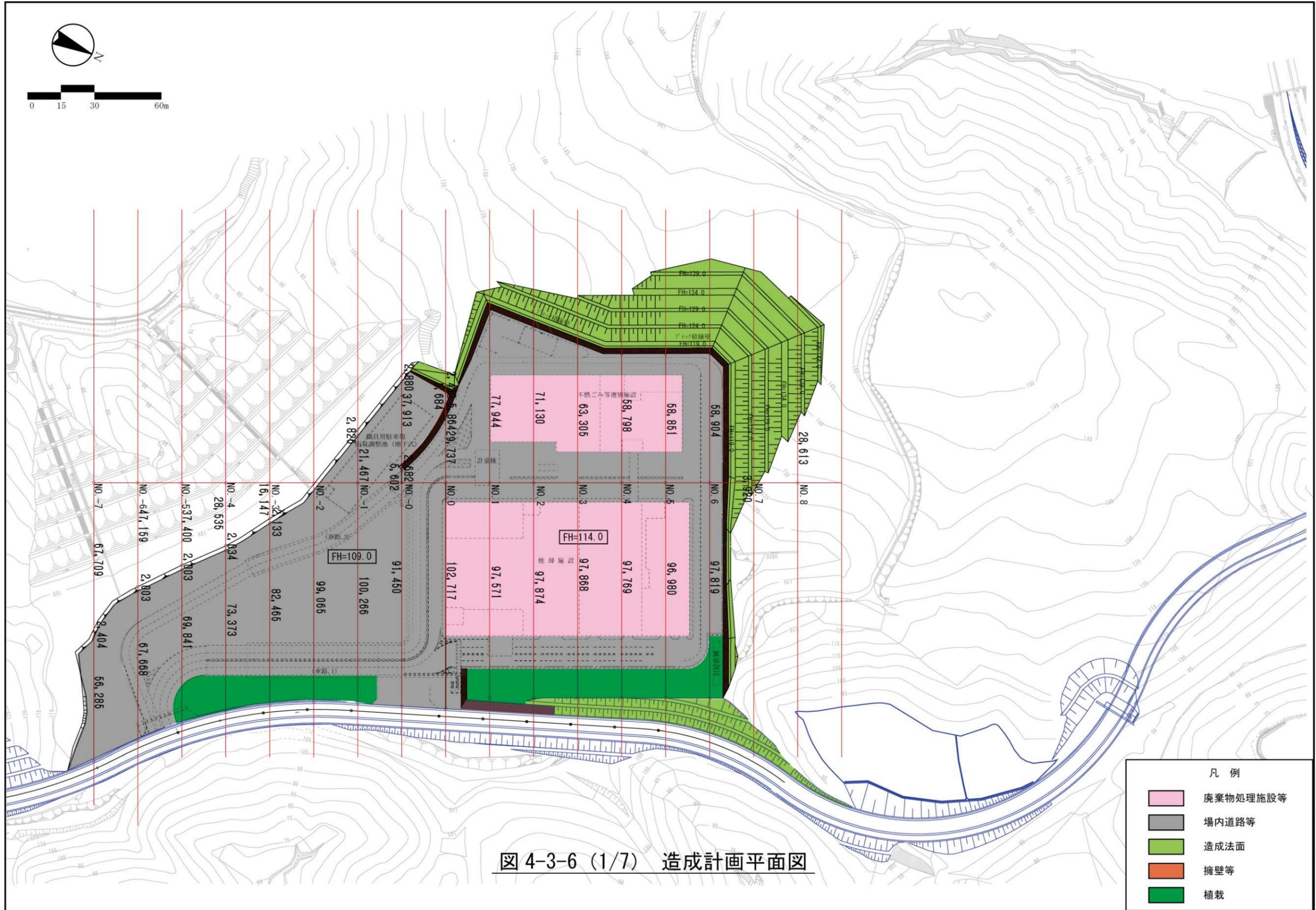


図 4-3-6 (1/7) 造成計画平面図

(空白)

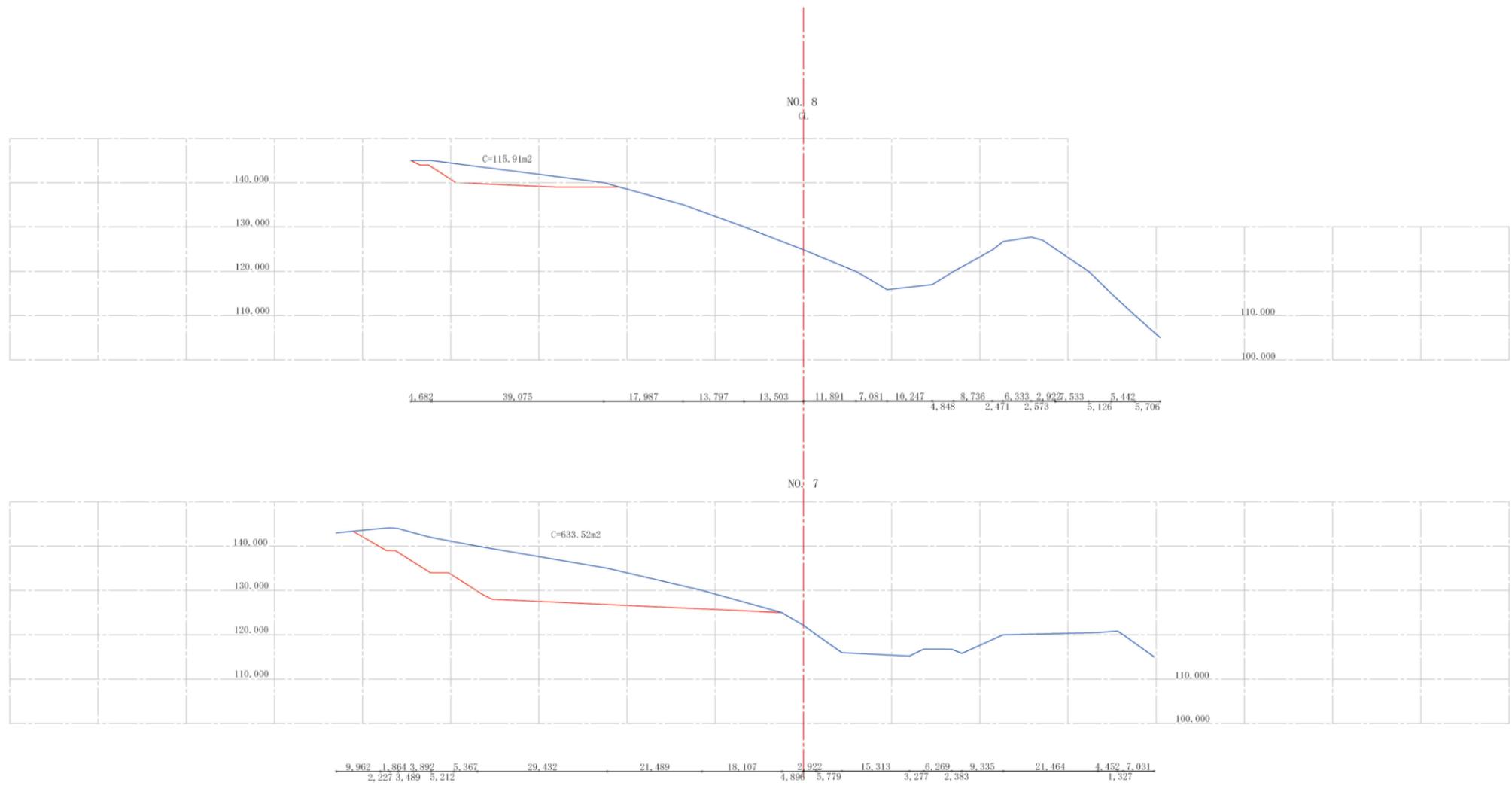
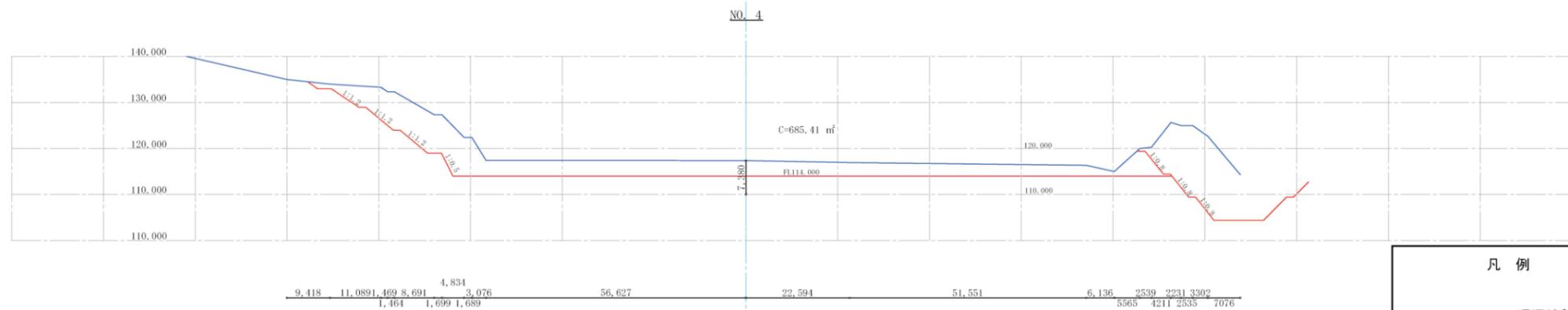
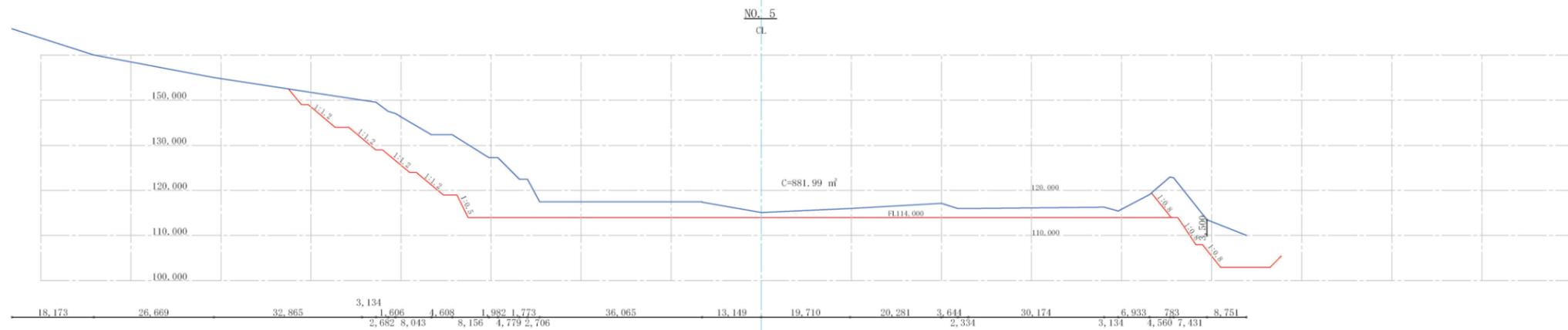
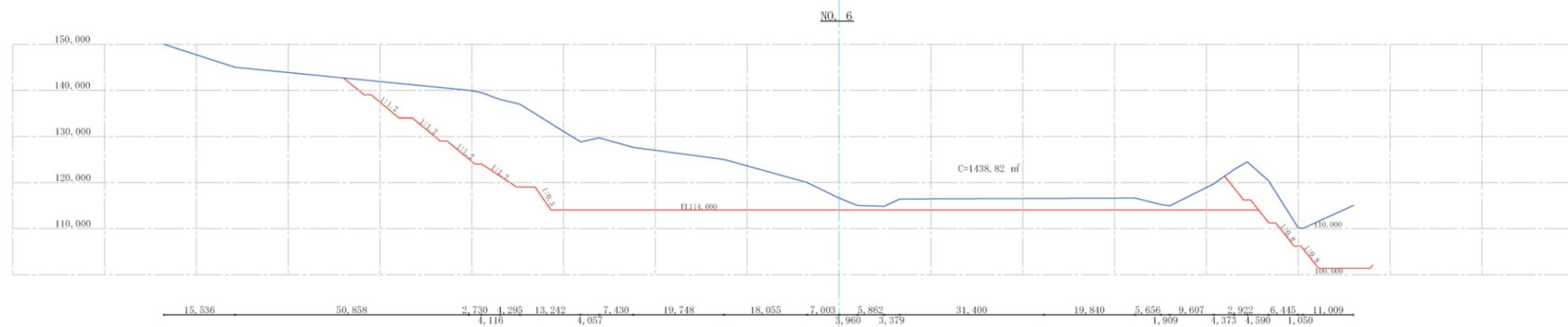


図 4-3-6 (2/7) 造成計画断面図 S=1:1000

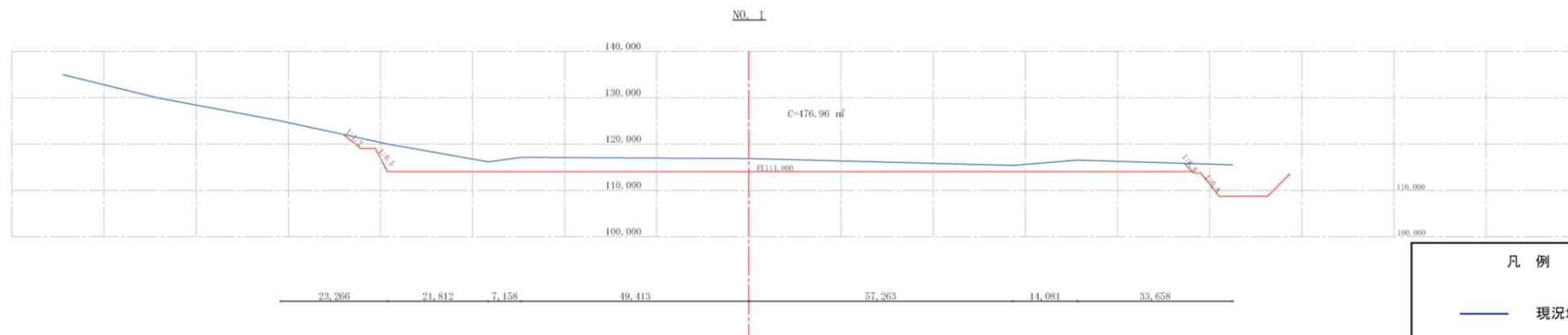
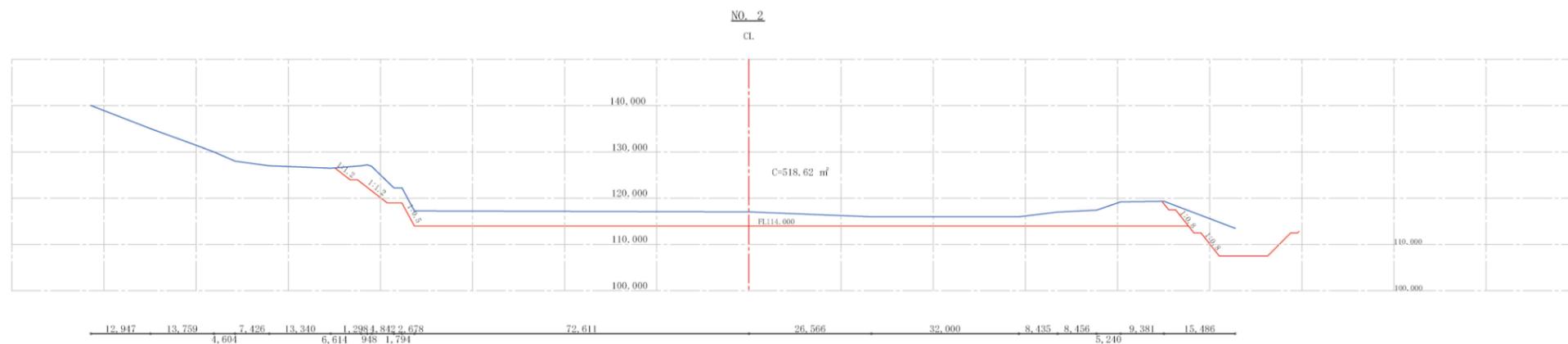
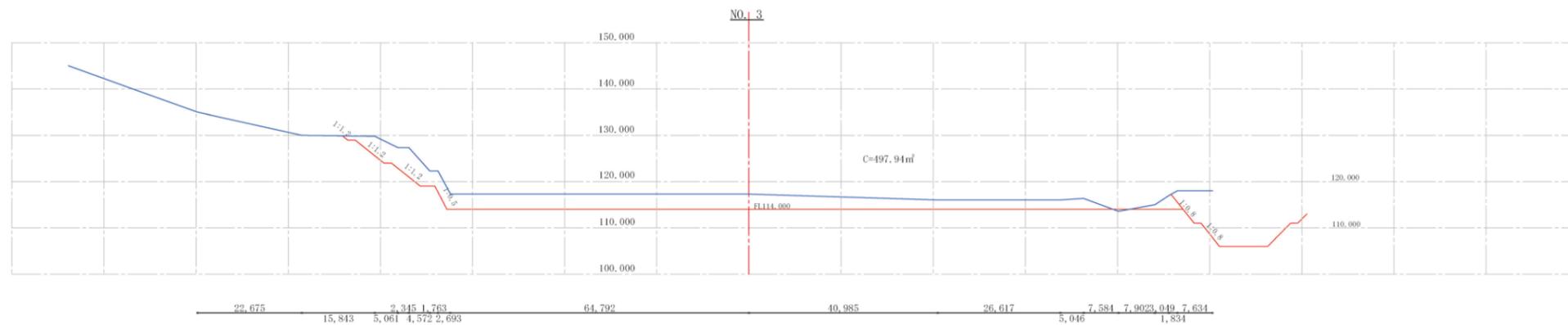
(空白)



- 凡例
- 現況地盤
  - 計画地盤

図 4-3-6 (3/7) 造成計画断面図 S=1:1000

(空白)



凡例

— 現況地盤

— 計画地盤

図 4-3-6 (4/7) 造成計画断面図 S=1:1000

(空白)

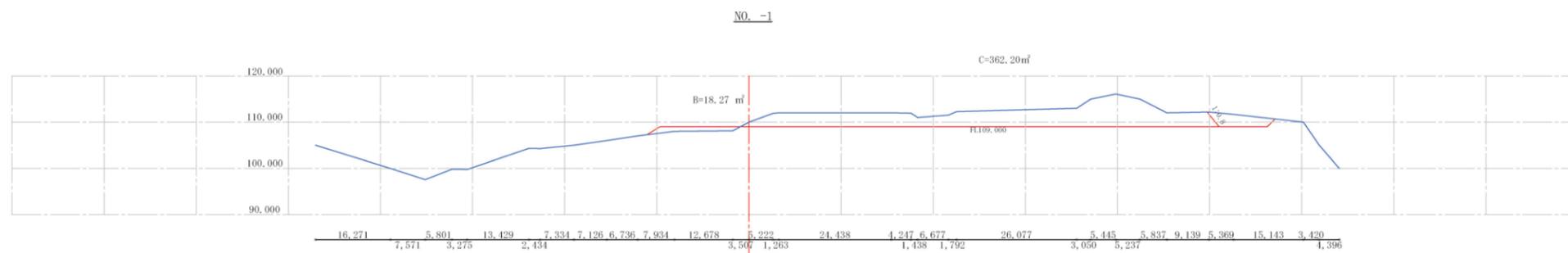
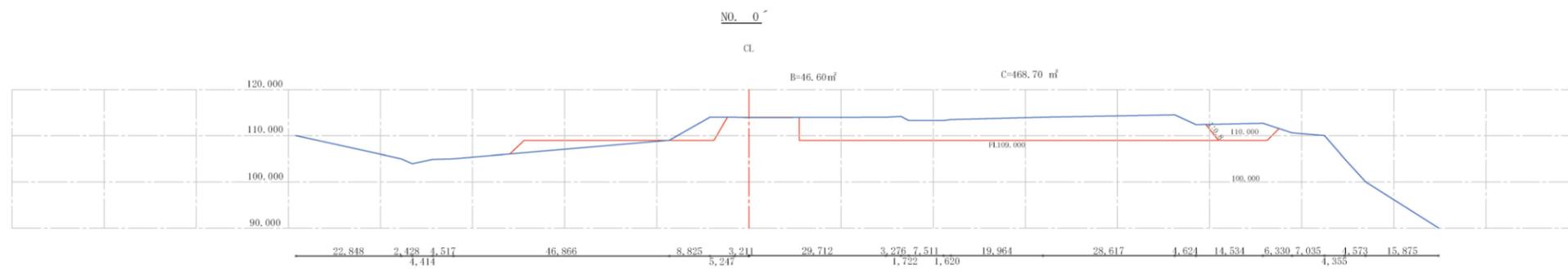
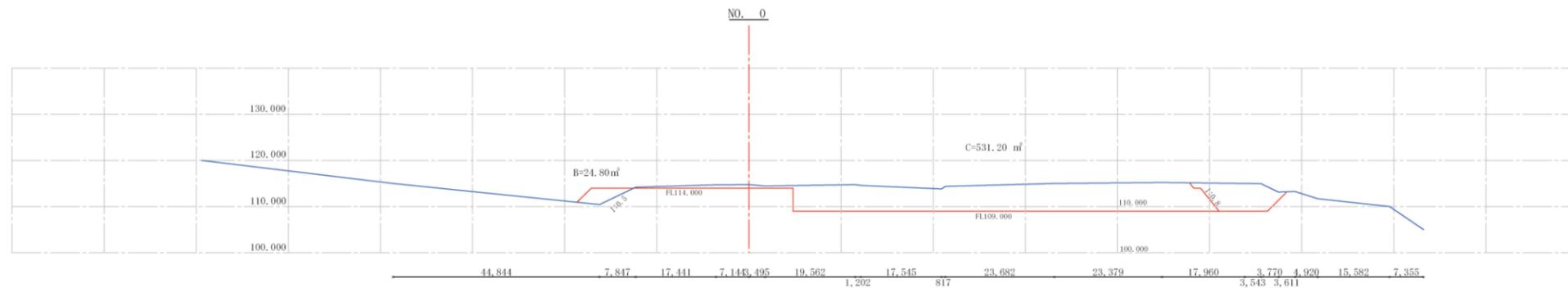
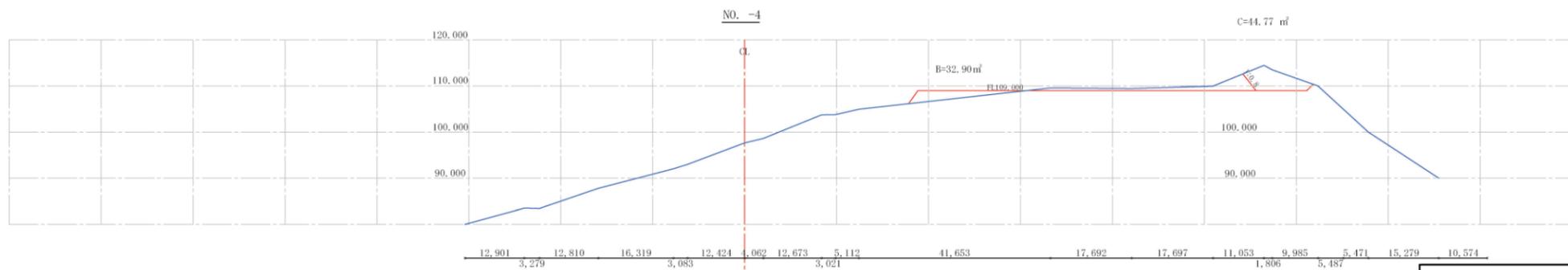
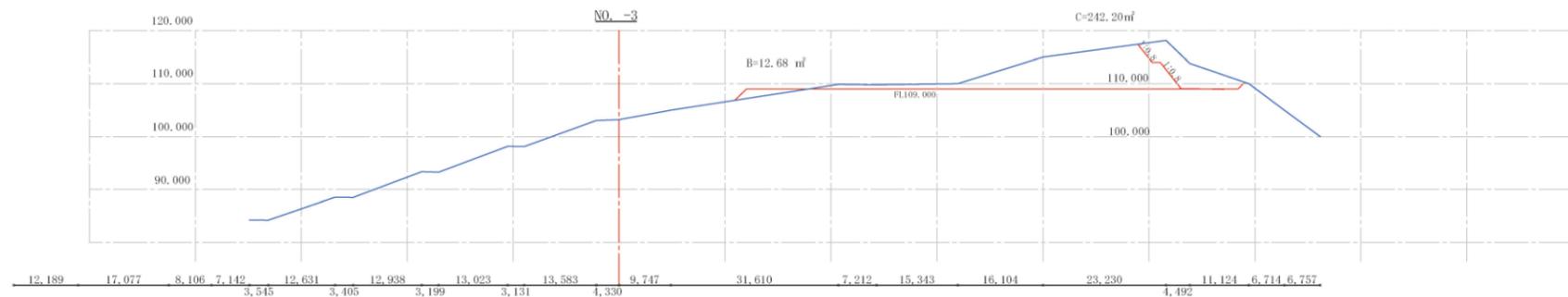
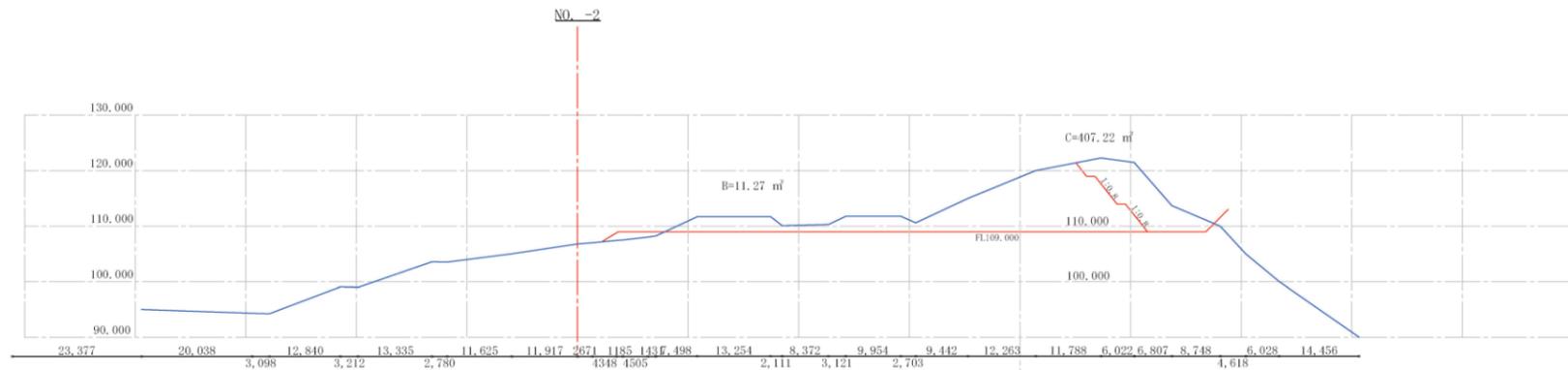


図 4-3-6 (5/7) 造成計画断面図 S=1:1000

凡 例

- 現況地盤
- 計画地盤

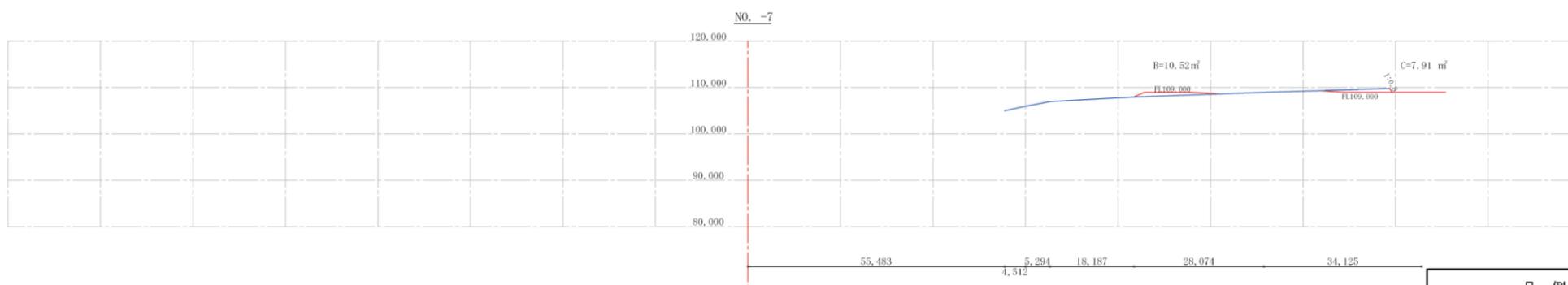
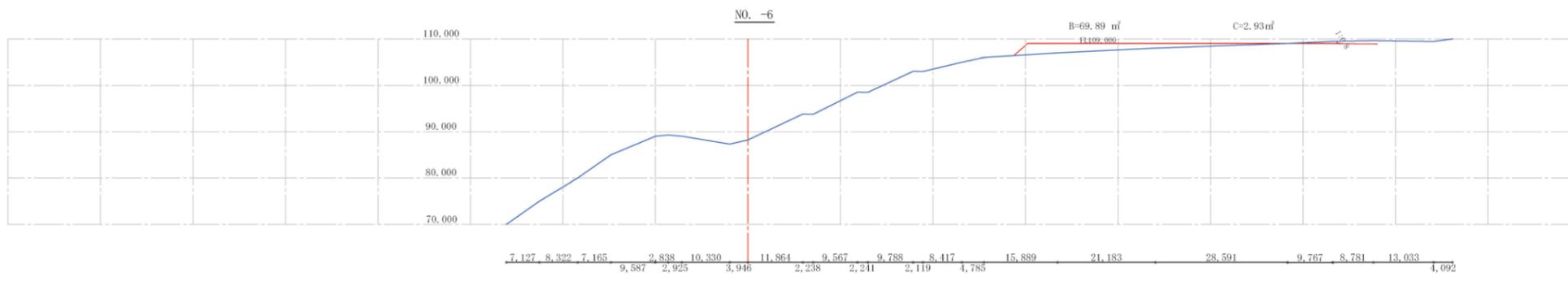
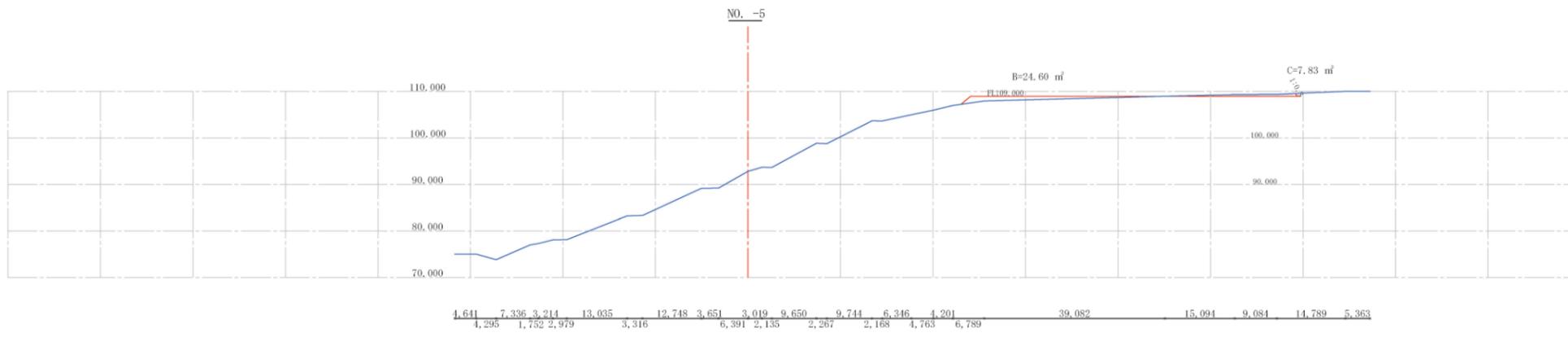
(空白)



凡 例	
<span style="color: blue;">—</span>	現況地盤
<span style="color: red;">—</span>	計画地盤

図 4-3-6 (6/7) 造成計画断面図 S=1:1000

(空白)



凡例

<span style="color: blue;">—</span>	現況地盤
<span style="color: red;">—</span>	計画地盤

図 4-3-6 (7/7) 造成計画断面図 S=1:1000

(空白)

## 2 廃棄物処理施設計画

### 2.1 機種選定

可燃ごみ処理施設の方向性については、平成22年度において学識経験者による「横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会」を設置し、以下のような結論となった。

**【焼却施設の方向性に関する検討の結論 抜粋】**

横須賀市における可燃ごみ処理施設の方向性として、運営方式は直営方式でも民間活用方式でも可能であるとし、民間活用とする場合には、処理方式と機種は民間提案による場合もあるため絞り込みは行わないこととし、直営方式とする場合においては、熔融方式は採用しないことが適切であると結論づけました。

なお、直営方式とする場合で熔融方式を採用しない理由は、これまでの本市の使用実績と全国の採用実績を踏まえた結果である。その後、平成24年3月の横須賀市議会において、施設の整備運営方式は公設公営、可燃ごみ処理方式はストーカ式焼却炉とすることが決定されたことから、本計画では可燃ごみ処理方式を「ストーカ式焼却炉」による「全量焼却方式」とする。

## 2.2 主要施設等の概要

本事業における主要施設等の概要は、表4-3-3に示すとおりである。

主要施設は、焼却施設及び不燃ごみ等選別施設であり、焼却炉、発電施設及び破碎機等の主要設備は、それぞれの建屋内に設置する。

また、解体予定の不燃ごみ減容固化施設の構造等を参考として示す。

表 4-3-3 主要施設等の概要

区分	構造・諸元
焼却施設	建築面積：約 8,600m <sup>2</sup> 、高さ約 33m 鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
処理能力	焼却炉：約 360t/日
発電設備	蒸気タービン発電機容量： 発電効率 18.5%以上を達成する容量
煙突	約 59m
不燃ごみ等選別施設	建築面積：約 2,900m <sup>2</sup> 、高さ約 22m 鉄筋コンクリート造＋鉄骨造
処理能力	約 30t/日 (5h)
破碎機	不燃ごみ及び粗大ごみの破碎
選別機	有価物（鉄・アルミ等）、残さに選別
その他	貯留バンカー
参考（解体施設）	不燃ごみ減容固化施設 建築面積：約 2,581m <sup>2</sup> 、高さ 9.6m 鉄骨造

なお、煙突の高さについては計画地の地盤面が周辺より高いことや煙突高さ別の経済性の比較、他都市において 59m を採用する事例が最も多いこと等を勘案し、平成 23 年 8 月の「新ごみ処理施設 施設整備基本計画」において、煙突高さを約 59m として計画した。平成 23 年 10 月に県へ提出した「横須賀ごみ処理施設 環境影響予測評価実施計画書」にも煙突高さを約 59m と記載している。

主要施設の整備計画については、地元住民の理解を求めため「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」（以下、対策協議会という。）での協議を実施している。平成 24 年 6 月の対策協議会において、排ガスの自主基準の変更により環境に配慮したことや他都市の事例等の検討結果から、煙突の高さを 59m とすることの同意が得られたため、煙突の高さの計画を 59m と決定した。

## 2.3 焼却施設整備計画

焼却施設に係る計画の諸元は表4-3-4に、処理フローは図4-3-7に示すとおりである。

表 4-3-4 焼却施設に係る計画諸元

区分		諸元		
処理能力		約360t/日		
炉形式		連続運転式		
燃焼方式		全量焼却方式		
受入供給		ピットアンドクレーン方式		
通風方式		平衡通風方式		
燃焼ガス冷却方式		廃熱ボイラ式		
排ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)		40,000以上		
排ガス処理方式		ばいじん：バグフィルタ		
		塩化水素・硫黄酸化物：乾式+湿式併用酸性ガス除去装置		
		窒素酸化物：触媒脱硝装置		
		ダイオキシン類：バグフィルタ+活性炭吹込装置		
焼却残さ処理		資源化		
蒸気タービン発電機容量		発電効率18.5%以上を達成する容量		
運転計画		実稼働率：0.767（年間実稼働率280日を365日で除して算出）		
ごみ質		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量	(kJ/kg)	5,000	8,500	12,100
	(kcal/kg)	1,200	2,000	2,900
三成分	水分 (%)	58.9	53.1	39.4
	可燃分 (%)	35.5	41.2	54.6
	灰分 (%)	5.6	5.7	6.0
元素組成	炭素 (%)	52.9		
	水素 (%)	7.4		
	窒素 (%)	1.3		
	硫黄 (%)	0.1		
	塩素 (%)	0.5		
	酸素 (%)	37.8		
単位容積重量 (t/m <sup>3</sup> )		0.25	0.19	0.13

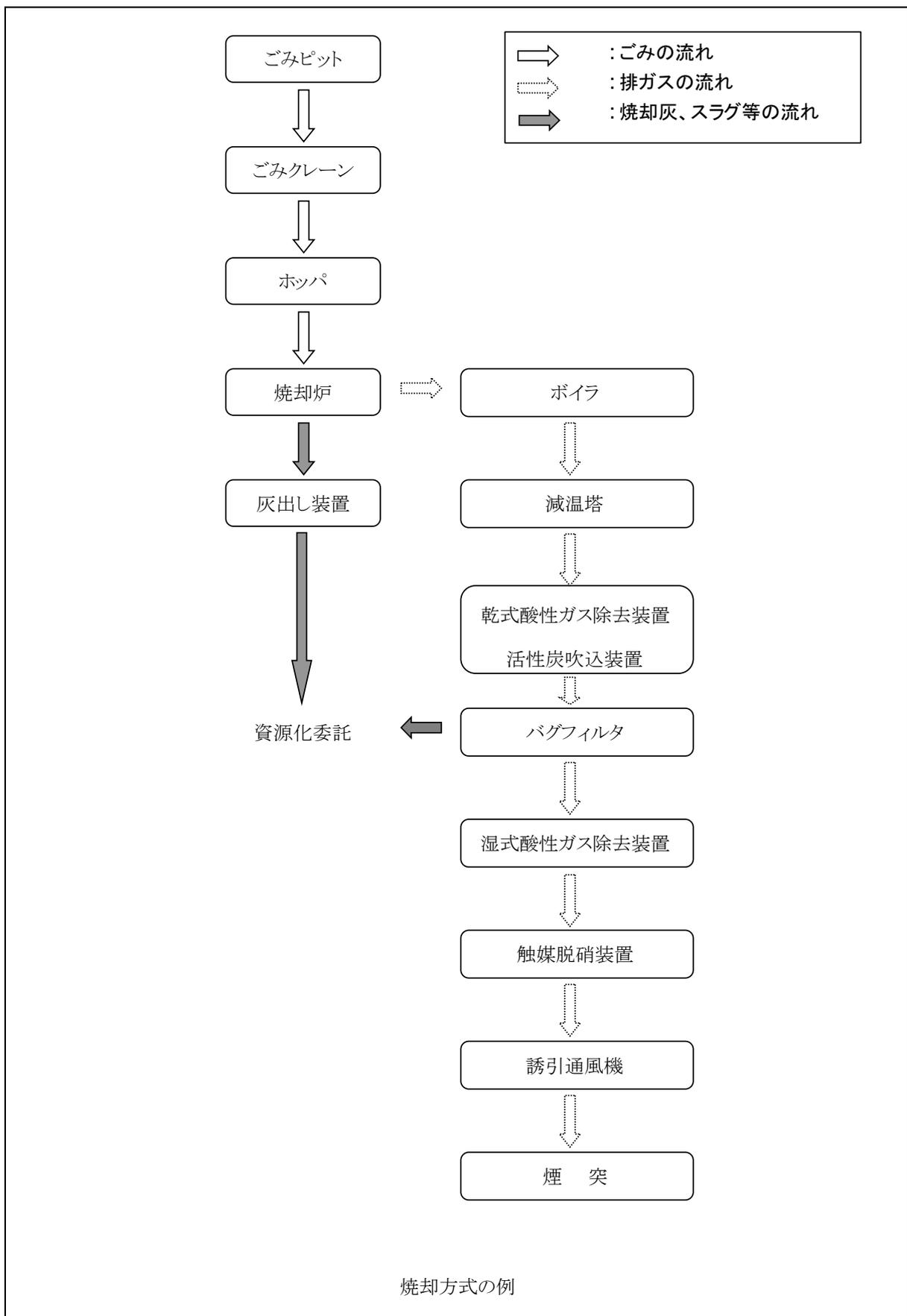


図 4-3-7(1/2) 処理フロー

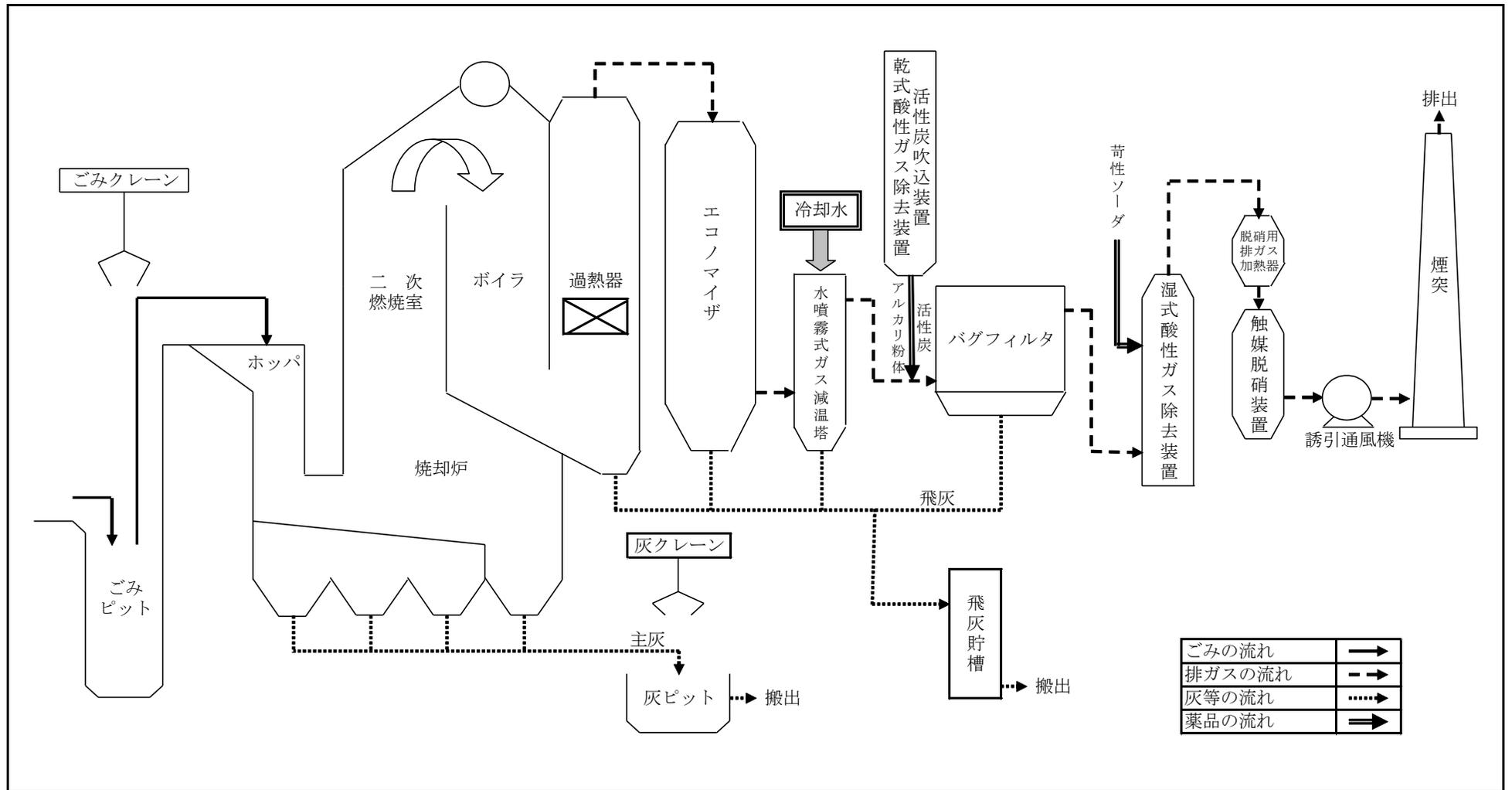


図 4-3-7(2/2) 処理フロー（焼却方式（ストーカ式）の例）

## 2.4 不燃ごみ等選別施設整備計画

不燃ごみ等選別施設に係る処理フローは図4-3-8に示すとおりである。

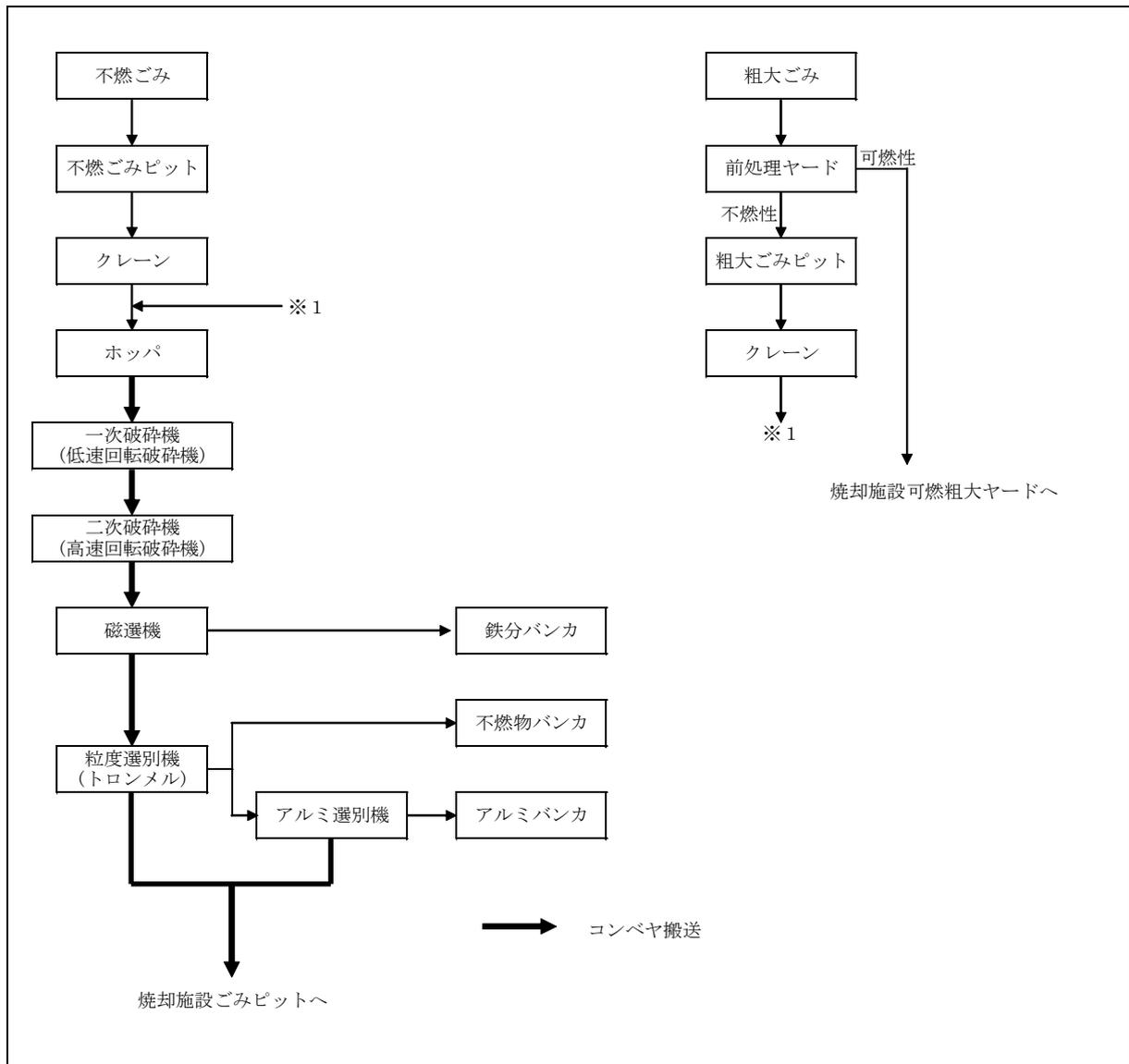


図 4-3-8 処理フロー（不燃ごみ等選別施設の例）

## 2.5 公害防止に係る計画目標値

対象事業の公害防止に係る計画目標値は表4-3-5に示すとおりである。

計画目標値は、それぞれの関係法令、他都市の事例及び施設の立地条件等を考慮して設定した。

表 4-3-5 公害防止に係る計画目標値（大気質・騒音・振動・悪臭）

項 目		計画目標値		法規制値等
大気質	ばいじん	0.005g/m <sup>3</sup> N以下	0.04g/m <sup>3</sup> N以下	大気汚染防止法 (4t/h以上の廃棄物焼却炉)
	塩化水素	10ppm以下	430ppm以下	大気汚染防止法（廃棄物焼却炉）
	硫黄酸化物	8ppm以下	K値 <sup>注)</sup> = 1.17	大気汚染防止法（特別排出基準）
	窒素酸化物	20ppm以下	250ppm以下	大気汚染防止法
	ダイオキシン類	0.005ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	ダイオキシン類対策特別措置法 (4t/h以上の廃棄物焼却炉)
騒音	朝（6:00～8:00）	50デシベル以下	50デシベル以下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 施行規則 別表第11（その他の地域）
	昼（8:00～18:00）	55デシベル以下	55デシベル以下	
	夕（18:00～23:00）	50デシベル以下	50デシベル以下	
	夜（23:00～6:00）	45デシベル以下	45デシベル以下	
振動	昼（8:00～19:00）	65デシベル以下	65デシベル以下	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 施行規則 別表第12（その他の地域）
	夜（19:00～8:00）	55デシベル以下	55デシベル以下	
悪臭	敷地境界	臭気指数	15以下	悪臭防止法（第2種区域）
	煙突出口		悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度の量以下	

注) K値規制：大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制方法であり、K値規制は地域の汚染の状況や煙突の高さを考慮して排出量を規制するものである。

## 2.6 環境保全計画

### (1) 大気汚染防止対策

排ガス処理設備として、集じん器(バグフィルタ)と乾式・湿式併用酸性ガス除去装置、触媒脱硝装置を設ける。また、ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等について、その発生を防止する条件を設定するとともに、バグフィルタの前段に活性炭吹込装置を設ける。

### (2) 騒音対策

ファン、空気圧縮機等の騒音発生機器は低騒音の機器を採用するとともに、発生騒音の大きい機器は適切な対策をする。

騒音を考慮した外壁仕様や開口部の計画を行う。

### (3) 振動対策

ファン、空気圧縮機等の振動発生機器は低振動の機器を採用するとともに、振動の発生及び伝播の減少を図る対策をする。

### (4) 悪臭対策

臭気が多く発生するごみピット内は気圧を負圧に保つことにより臭気の漏出防止対策とする。このとき、ピット内を負圧にするために吸引した臭気(空気)は、燃焼用の空気として炉の中へ送り込み高温で分解する。

また、プラットホームへの出入口にはエアカーテンを設ける等、臭気が漏れ出さないよう計画する。

なお、休炉時における悪臭防止対策は、運用として搬入出車両用ゲートを閉め悪臭の漏出を防ぐとともにごみピット内の空気を吸引し脱臭施設を通して施設外に排出する。

### (5) 事業系一般廃棄物を含めた廃棄物全体の金属類混入防止対策

一般家庭から排出される廃棄物については、排出者による分別の徹底及びゴミの収集を実施する職員等の選別除去による対策を行う。また、市民へのごみの分別に関する周知及び啓発とごみ収集職員等への収集に関する教育を実施する。

事業系一般廃棄物は厨芥類が主となり金属類は混入されないこととなっているが、本市の対策として、事業系一般廃棄物の収集許可業者に対する金属混入防止指導の徹底を行う。さらに、焼却施設で抜き打ちによる投入前の廃棄物の展開検査を行う等の監視強化を行う。

なお、煙突排ガス中の重金属類については、現有焼却施設と同様に定期的な測定を行い、その結果は公表する。

## 2.7 給水及び排水計画

### (1) 給水計画

計画施設の生活用水、プラント用水は、上水道を利用する。

### (2) 排水計画

施設排水の処理計画は表4-3-6に示すとおりである。

施設内で発生する排水のうち、生活排水は公共下水道へ放流する。

また、プラント系排水は処理後、公共下水道へ放流する。

表 4-3-6 施設排水の処理計画

区分	処理方法
生活排水	下水道放流
湿式洗煙排水	排水処理後、下水道放流
焼却炉等機器冷却水	
プラント排水	
プラットホーム等洗浄水	
ごみピット排水	炉内噴霧

## 2.8 余熱利用計画

廃熱ボイラを設置することにより、ごみの焼却時に発生する排ガスの持つ熱エネルギーを利用し、廃熱ボイラにて熱交換を行い、蒸気を発生させ、蒸気タービンを駆動させることにより発電を行う。

発電利用は施設内の電力供給のほか、電力会社への売電を行う。

## 2.9 危険物等

計画施設で使用する可能性のある主な危険物質等は、消防法に規定する危険物である燃料、毒物及び劇物取締法に規定する劇物であるアンモニア、苛性ソーダ、塩酸が考えられる。

なお、燃料は主として非常用発電機に、アンモニアは排ガス処理（触媒脱硝装置）に、苛性ソーダは排ガス処理（乾式・湿式併用酸性ガス除去装置）、ボイラ用水を製造するための純水装置及び排水処理設備に塩酸とともに使用する。

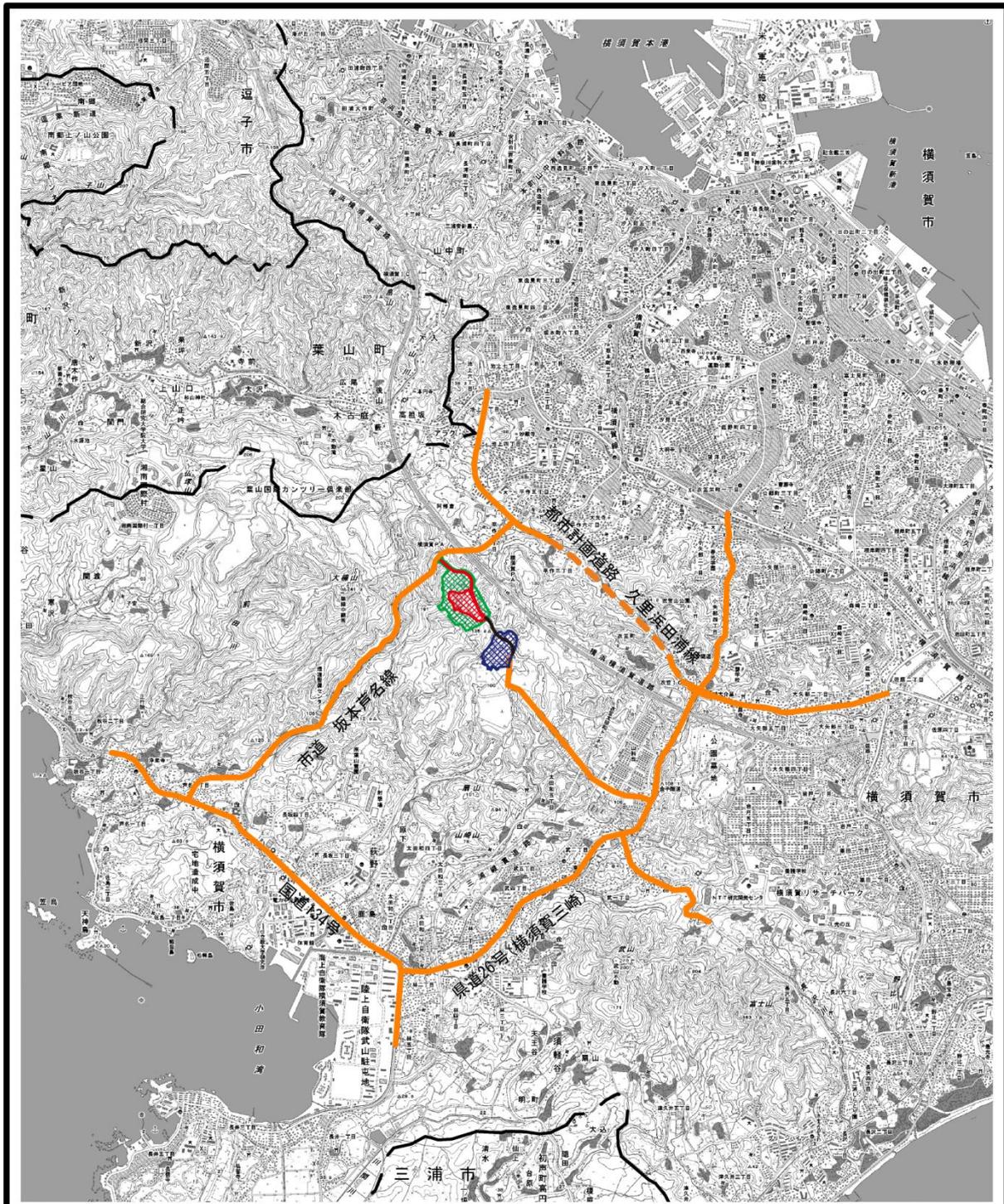
## 2.10 電気及びガス供給

計画施設では、余熱を利用した発電を計画しているが、不足電力が発生する場合は電力会社から供給を受ける。

一方、ガスの供給については、今後の検討となる。

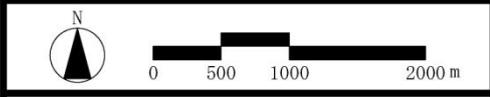
## 2.11 搬入計画

廃棄物の収集範囲は、本市及び三浦市を対象としており、搬入車両の主要走行ルートは図4-3-9に示すとおりであり、平成28年度供用予定の都市計画道路久里浜田浦線、市道坂本芦名線等を経て、新設搬入道路を経由する経路、県道26号（横須賀三崎）等を経て、既設改修道路を経由する経路に大別される。



凡例

- : 廃棄物処理施設  
(宅地の造成を含む)
- : 宅地の造成  
(残置森林(最大範囲))
- : 発生土処分場
- : 市町界
- : 搬入車両主要走行ルート  
( は計画)
- : 新設搬入道路
- : 既設改修道路



注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。

図 4-3-9 搬入車両の主要走行ルート

## 2.12 計画焼却施設と現有焼却施設の比較

計画焼却施設と現有焼却施設の処理能力、炉形式、公害防止基準値等を比較して表4-3-7に示す。なお、この計画焼却施設の公害防止基準値を本焼却施設の計画目標値としている。

表 4-3-7 計画焼却施設と現有焼却施設の比較

項 目		計画焼却施設	現有焼却施設（南処理工場）	
処理能力		約360t/日	600t/日 (200t/24h×3炉)	
炉形式		ストーカ式	ストーカ式	
竣 工		未定	昭和58年9月	
公害防止基準値	排ガス	ばいじん	0.005g/m <sup>3</sup> N以下	0.03g/m <sup>3</sup> N以下
		塩化水素	10ppm以下	25ppm以下
		硫黄酸化物	8ppm以下	30ppm以下
		窒素酸化物	20ppm以下	150ppm以下
		ダイオキシン類	0.005ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下
	騒 音	朝（6:00～8:00）	50デシベル以下	55デシベル以下
		昼（8:00～18:00）	55デシベル以下	60デシベル以下
		夕（18:00～23:00）	50デシベル以下	55デシベル以下
		夜（23:00～6:00）	45デシベル以下	45デシベル以下
	振 動	昼（8:00～19:00）	65デシベル以下	55デシベル以下
		夜（19:00～8:00）	55デシベル以下	55デシベル以下
	悪 臭	臭気指数（敷地境界）	15以下	10以下（臭気濃度）
余熱利用		施設内	発電効率18.5%以上 給湯	発電(3,100kW) 給湯
		施設外	未定	くりはま花の国プール
煙 突 高 さ		約59m	170m	

公害防止基準値については、計画焼却施設及び現有焼却施設それぞれの周辺環境に配慮し、地元協議会と協議して決めた協定値である。

なお、騒音、振動、悪臭の公害防止基準値は、協議して法規制値を協定値としている。計画焼却施設は周辺を含め市街化調整地域にあるが、現有焼却施設は住居地域に隣接する工業地域にあり、両者の公害防止基準値が異なる。

### 3 発生土処分場計画

#### 3.1 長坂埋立地の概要

本事業は、長坂埋立地のうち廃止された新設廃棄物埋立地及び増設廃棄物埋立地の一部を含めた用地において実施する計画である。

長坂埋立地の概要は表4-3-8(1/2)～(2/2)に示すとおりであるが、新設廃棄物埋立地は平成9年度に埋立を完了し、埋立対象物は焼却灰及び不燃物である。増設廃棄物埋立地は平成5年度に埋立を完了し、埋立対象物は既設廃棄物埋立地と同じく焼却灰及び不燃物である。

なお、発生土処分場は、平成6年度から平成9年度まで焼却灰及び不燃物を埋立てた新設廃棄物埋立地及び平成2年度から平成5年度まで焼却灰及び不燃物を埋立てた増設廃棄物埋立地の一部の上に建設する計画である。

表 4-3-8(1/2) 長坂埋立地の概要（埋立期間、容量等）

区分	埋立期間	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容積 (m <sup>3</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )
既設廃棄物埋立地	昭和 52 年～平成元年度	107,400	2,170,182	2,814,136
増設廃棄物埋立地	平成 2 年～平成 5 年度	26,940	498,000	690,000
新設廃棄物埋立地	平成 6 年～平成 9 年度	25,862	262,000	400,000

表 4-3-8(2/2) 長坂埋立地の概要（埋立対象物）

(単位：t)

区分	焼却灰	直接埋立		その他	計
		不燃物	可燃物		
既設	136,910	1,159,847	381,738	1,095	1,679,590
昭和52年-平成元年	8.1%	69.1%	22.7%	0.1%	
増設	89,760	277,954	0	0	367,714
平成2年-平成5年	24.4%	75.6%	0.0%	0.0%	
新設	39,680	159,849	0	0	199,529
平成6年-平成9年	19.9%	80.1%	0.0%	0.0%	
合計	266,350	1,597,650	381,738	1,095	2,246,833
	11.9%	71.1%	17.0%	0.0%	

### 3.2 排水計画

発生土処分場の雨水は、下流の長坂埋立地浄化センターに接続して排水する計画である。

なお、現在の廃止された新設廃棄物埋立地、増設廃棄物埋立地及びその間に位置する窪地における雨水等排水系統は図4-3-10に示すとおりであり、浸出水は長坂埋立地浄化センター（表4-3-9参照）で処理後、河川放流し（図4-3-4(P. 124)参照）、雨水についても通常時は浸出水とともに処理後河川放流している。

本対象事業の実施においても雨水の排水（放流）先は現状と変更はない。

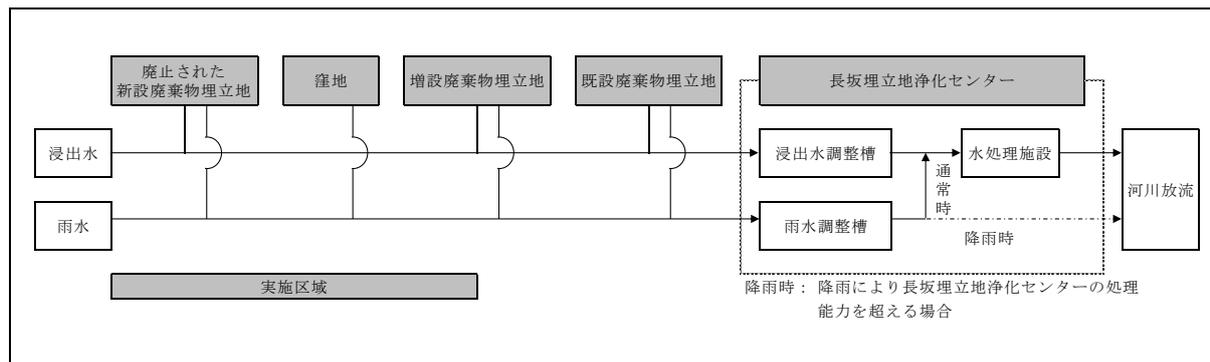


図 4-3-10 浸出水・雨水排水系統

表 4-3-9 長坂埋立地浄化センターの概要

処理能力	1,000m <sup>3</sup> /日
処理方式	脱窒素活性汚泥法＋凝集沈殿 ＋砂ろ過・活性炭吸着
処理水質 (設計値) mg/L	生物化学的酸素要求量：10以下 化学的酸素要求量：25以下 浮遊物質：10以下 アンモニア性窒素：5以下 全窒素：10～20

### 3.3 電気供給

現在の廃止された新設廃棄物埋立地において、電力、ガスともに使用していないが、埋立期間中、電力は東京電力㈱より供給を受ける。

### 3.4 廃棄物・発生土

#### (1) 伐採木

造成工事に伴い発生する伐採樹木及び伐開・除根の木材等はチップ材及び工事用材などへの有効利用に努める。

#### (2) 発生土

発生土の受入に先行して表土除去及び整形を行うため一時的に残土が発生するが、実施区域内において敷均し、実施区域外には搬出しない。

### 3.5 緑化（跡地利用）

残土受入終了後、また、本敷地内への既設道路付け替え工事完了後は、「横須賀市みどりの基本計画」（平成22年、横須賀市）及び「公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドライン」（平成25年、横須賀市）における基本的な考え方を踏まえ、緑地の保全・再生・創出を進める計画である。

### 3.6 防災・安全計画

防災・安全計画の詳細は、今後、検討するが、基本方針は以下のとおりとする。

- ・ 部外者が立ち入ることを防止するため、必要に応じて外周柵を設置する。
- ・ 切土及び盛土勾配は、神奈川県土砂の適正処理に関する条例審査指針に基づくものとする。
- ・ 土砂運搬車両及び資材運搬車両等の安全運転を徹底する。

## 4 宅地の造成計画

### 4.1 雨水排水

造成工事中の雨水については、適切な容量の沈砂池（100m<sup>2</sup>）で流量を調整する。

また、宅地の造成後、廃棄物処理施設の供用後の雨水については、適切な容量を有する雨水調整池で流量を調整する。

### 4.2 廃棄物・発生土

#### (1) 伐採木

造成工事に伴い発生する伐採樹木及び伐開・除根の木材等はチップ材及び工事用材などへの有効利用に努める。

#### (2) 発生土

造成工事に際して残土が発生するが、隣接する発生土処分場に適切に処分する。

### 4.3 緑化計画

造成区域の周囲には、既存の森林を保全し、また、周辺地域との緩衝帯と位置づけ、残置森林を配する。

### 4.4 防災・安全計画

防災・安全計画の基本方針は以下のとおりとする。

- ・法面勾配は、宅地造成等規制法に基づくものとする。
- ・土砂運搬車両及び資材運搬車両等の安全運転を徹底する。

## 5 ごみ処理方式等の検討経過

本市は、学識経験者5名による「横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を平成22年4月に設置し、三浦市とのごみ処理広域化における生ごみバイオガス化施設導入の是非、焼却灰の再資源化整備の検証及び焼却施設の機種選定等、可燃ごみ処理システム全体の方向性について検討を行い、平成22年8月に生ごみバイオガス化施設を導入しないこととし、新たなごみ処理施設は焼却施設と不燃ごみ等選別施設で構成し、燃せるごみは全量焼却処理して積極的なサーマルリサイクルを行うこととした。

平成23年3月には、大楠、武山、長井の各連合町内会会長が連名で市長に対し、この計画に地元住民の安心・安全など住民の意向を反映できるよう、住民と行政による対策協議会の発足に関する要望書が提出され、同年5月に大楠、武山、長井、衣笠の4連合町内会を中心とする「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」（以下「対策協議会」という。）を設立し、本施設の建設計画に関して協議を進めた。

検討委員会より平成23年3月に、「可燃ごみ処理施設の運営方式と直営方式採用時の焼却方式については、本委員会の意見を踏まえ、横須賀市で結論を出すこと。」と検討結果を得た。

平成23年8月に安全性が高く安定的かつ経済的な施設の整備に向けて基本的事項を整理した「新ごみ処理施設 施設整備基本計画」（以下「施設整備基本計画」という。）を策定し、同年10月に環境アセスメントの第1段階となる「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価実施計画書」を県に提出した。

平成23年11月に対策協議会より建設計画地を不燃ごみ減容固化施設付近とすることについて、容認することが決定された文書が提出された。

平成24年3月に施設の整備運営方式は公設公営、可燃ごみ処理方式は全国の採用実績及び本市の実用実績からストーカ式焼却炉とすることを決定し、計画を進めることとした。

本施設の公害防止基準については、対策協議会にて協議を行い、平成24年3月に排ガス自主基準値を定めた。

また、焼却施設の煙突の高さについても対策協議会と協議を行い、平成24年6月に煙突の高さを決定した。

## 6 ごみ処理方式の決定

### 6.1 可燃ごみ処理方式

本計画の可燃ごみ処理方式は、ストーカ式焼却炉として計画する。

ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（（社）全国都市清掃会議）に記載があるように、ストーカ炉には多数の種類があるが、現在国内で稼動しているストーカ炉の多くが揺動式、並行揺動式、階段式である。本市において、これらのいずれも採用可能とし、種類の決定はメーカー選定時の提案とする。

### 6.2 不燃ごみ処理方式

本計画の不燃ごみ等処理方式では、破砕機は一次破砕に低速回転破砕機、二次破砕に高速回転破砕機、選別機は回転式と風力式を併用することを基本とする。なお、種類等の決定はメーカー選定時の提案とする。